

7 医療救護要項

1 目的

この要項は、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会及び会場地市実行委員会は、医療機関及び関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行うものとし、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部及び救護所の設置並びに救急自動車の配備等に要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 愛知県が行う医療救護業務の統括は、愛知県実行委員会が担当する。
- (2) 愛知県が行う開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、愛知県実行委員会と会場地市実行委員会が連携し担当する。
- (3) 恵那市が行う開始式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。